

食品安全委員会（第595回会合）議事概要

日 時:平成28年2月16日(火) 14:00~15:56
場 所:食品安全委員会大会議室
出席者:佐藤委員長ほか6名出席
傍聴者:報道4名、行政機関2名、一般11名

議事概要

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関する リスク管理機関からの説明について

- ・農薬 6品目
 - [1] アセフェート
 - [2] シモキサニル
 - [3] テブフェノジド
 - [4] トリフルミゾール
 - [5] パクロブトラゾール
 - [6] メタミドホス
- ・農薬及び動物用医薬品 1品目
エトキサゾール
- ・動物用医薬品 1品目
フルベンダゾール

→厚生労働省及び担当委員の吉田委員から説明。

農薬「アセフェート」、「テブフェノジド」、「トリフルミゾール」、「パクロブトラゾール」、「メタミドホス」については、農薬専門調査会で審議することとなった。

「シモキサニル」については、既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があると認められないので、専門調査会による調査審議を経ることなく、今後、委員会において審議を行い、必要に応じて評価書を改定することとなった。

農薬及び動物用医薬品「エトキサゾール」については、まずは農薬専門調査会で審議を行い、同調査会における審議結果が委員会に報告された際に、動物用医薬品専門調査会において調査審議を行うかどうかを検討して決定することとなった。

また、動物用医薬品「フルベンダゾール」については、新たな科学的知見を確認できないことから、食品安全基本法第11条第1項第2号に該当するものと認められる旨を厚生労働大臣に通知することとなった。

(2) 農薬専門調査会における審議結果について

- ・「クレトジム」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「フルオピコリド」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当委員の吉田委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書（案）については、意見・情報の募集手続に入ることが了承され、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を農薬専門調査会に依頼することとなった。

(3) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

- ・「*p*-ヒドロキシフェニルピルビン酸ジオキシゲナーゼ阻害型除草剤及び除草剤グルホシネート耐性ダイズSYHTOH2系統」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「RN-No. 2株を利用して生産された5'-イノシン酸二ナトリウム」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当委員の山添委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書（案）については、意見・情報の募集手続に入ることが了承され、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を遺伝子組換え食品等専門調査会に依頼することとなった。

(4) 加熱時に生じるアクリルアミドワーキンググループにおける審議結果について

- ・「加熱時に生じるアクリルアミド」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当委員の佐藤委員長及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書（案）については、意見・情報の募集手続に入ることが了承され、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を加熱時に生じるアクリルアミドワーキンググループに依頼することとなった。

(5) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・遺伝子組換え食品等「除草剤グリホサート及びイソキサフルトール耐性ダイズFG72系統（食品）」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

『「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準』に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

- ・遺伝子組換え食品等「除草剤グリホサート及びイソキサフルトール耐性ダイズFG72系統（飼料）」に係る食品健康影響評価について

→担当委員の山添委員及び事務局から説明。

『「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方』に基づき評価した結果、改めて『「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全

性評価基準』に準じて安全性評価を行う必要はなく、当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物について安全上の問題はないと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。

(6) 企画等専門調査会における審議結果について

- ・平成27年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補の選定について
- ・平成28年度食品安全委員会運営計画について
- ・平成27年度食品安全委員会緊急時対応訓練実施結果及び平成28年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画について

→事務局から説明。

本年度の「自ら評価」の案件候補を「アレルギー物質を含む食品」とし、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

その他の案件については、企画等専門調査会の審議結果のとおり、

- ① 「人工甘味料」については、個別の人工甘味料については既に添加物として評価が終わっているため、総合的な情報について、積極的に情報提供を行う。
- ② 「クルクミン」については、一般的な健康食品と同様に、特定の食品を大量に摂取しないよう注意喚起する等、積極的に情報収集及び情報提供を行う。
- ③ 「ジャーサラダ」については、食中毒の注意喚起に際する身近な例として、積極的に情報提供を行う。

こととなった。

平成28年度食品安全委員会運営計画（案）について、意見の募集手続に入ることが了承された。

平成28年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画について、案のとおり決定された。